

出入口等に関する道路工事施行承認申請について

住宅や店舗の出入口を新たに設ける場合など、道路に関する工事を行う場合には道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認の手続きが必要です。

設置できる出入口の位置や規模、構造には一定の基準がありますが、現況の道路構造や交通の状況などに応じて内容が変わります。具体的な内容については窓口で事前にご相談ください。

なお、工事に要する費用は道路法第57条の規定により全て申請者の負担となります。

1 出入口の設置場所等

(1) 原則として隣接敷地との境界から4m以上、既存の出入口から8m以上の間隔を確保できる場所に設置すること。

また、設置箇所数は同一敷地について1箇所とすること。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔を原則として8m以上とするときは2箇所とすることができる。

(2) 原則として次に掲げる場所以外であって、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所に設置すること。

ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5m以内の部分

イ 横断歩道（停止線）から5m以内の部分

ウ バス停留所から10m以内の部分及びバス停車帯の部分

エ 消防用施設の設置場所から5m以内の部分

オ 火災報知機の設置場所から1m以内の部分

カ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

キ その他、道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

(3) 街路樹、大型標識、道路照明灯その他の道路施設の移設を生ずる必要のない位置を設置場所とすること。やむを得ない理由によってそれらの施設の移設を行う場合においては、その費用も申請者の負担となります。

2 出入口の規模

開口部の幅は原則として次の大きさとなります。ただし、出入口を利用する車両の種類や利用頻度、土地利用計画などによって異なりますので、事前にご相談ください。

普通自動車（乗用車等）	4.2m以下
大型自動車（トラック等）	8.0m以下

歩車道境界ブロックやガードレールなどは歩道利用者の安全を確保するための施設ですので、必要以上に撤去することはできません。出入口は土地利用計画上の必要最小限の規模でのみ設置することが可能です。

3 出入口の構造等

出入口を新たに設置する場合、一般的には次のような工事が必要になります。

①歩車道境界ブロック等の撤去及び復旧

新たな開口部について、端末部の適切な処理やエプロン部等の工事が必要です。

また、不要となった既存出入口の閉鎖が併せて必要となる場合もあります。

②歩道舗装の変更

車両の通行に耐えられるよう、一定範囲の舗装を出入口用に変更する工事が必要です。出入口を利用する車両の種類等に応じて、工事の内容が変わります。

地先境界ブロックがある場合には、その強化も必要です。

③道路側溝の強化

車両の通行に耐えられるよう、一定範囲の側溝を強度の高いものに交換する工事が必要です。

出入口を利用する車両の種類や土地利用計画によっては、ボックスカルバート等の暗渠への布設替え工事が必要になります。

その他、自動車の歩道内へのはみ出し等を防止するための施設（車止め、さく等）を敷地内に設置してください。

4 事前相談

道路の現況や土地利用計画がそれぞれ異なるため、出入口の設置については個別の相談による事項が多くなります。出入口に関する基準を満たせない場合は、建築計画の見直しなどが必要になることもあります。土地利用計画等を作成する早めの段階での相談をお願いします。

※事前相談の際には、次のものをご用意ください。

- ①現況平面図 … 現況の歩道幅員、既存出入口、境界ブロック等、側溝（蓋や壁部の厚さ）、植栽、集水桝、道路標識等の柱類、横断歩道などの配置状況を記入したもの。
- ②計画図 … 敷地の利用計画、建物等の配置、駐車スペースなどを記入したもの。
- ③現況写真 … 道路側から計画地全体や出入口予定箇所、既存出入口を撮影したもの
その他、側溝蓋の厚さなど構造物について判るものを適宜。

問合せ先：埼玉県朝霞県土整備事務所 管理担当

電話：048-471-4625（直通）

所在地：朝霞市浜崎678

JR武蔵野線 北朝霞駅 又は

東武東上線 朝霞台駅から徒歩約5分

出入口部の施工範囲及び舗装組成



※原則として、開口部の両側に60cmずつを加えた範囲が施工範囲になります。
また、現況の道路構造等に応じて別に施工内容を指示することがあります。

① 乗用、小型貨物自動車（2 t 程度）

(転圧)			
5cm/層	表層	5 cm	
10cm/層 (3層)	路盤	25 cm	
	路床		

② 普通貨物、大型貨物自動車等（6.5 t 以下）

(転圧)			
5cm/層	表層	5 cm	
5cm/層	基層	5 cm	
10cm/層 (3層)	路盤	25 cm	
	路床		

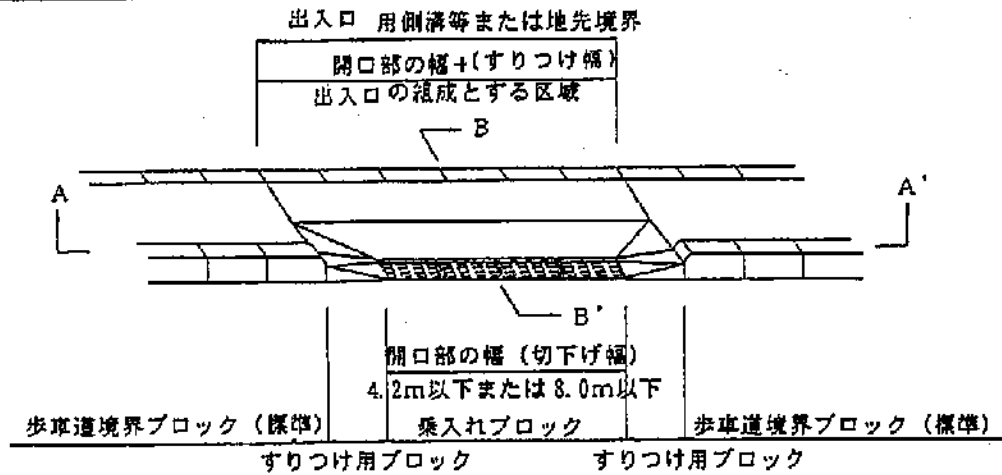
③ 大型貨物自動車等（6.5 t 超）

(転圧)			
5cm/層	表層	5 cm	
5cm/層 (2層)	基層	10 cm	
10cm/層 (3層)	路盤	30 cm	
	路床		

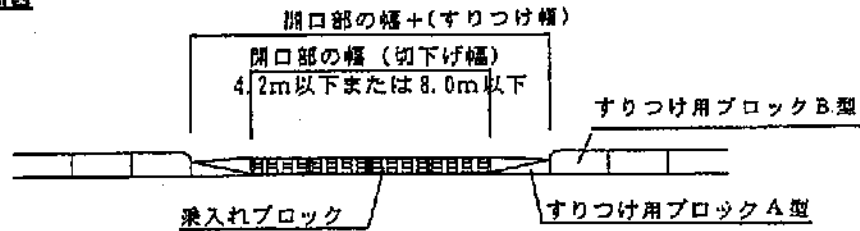
復旧部分	表層	基層	路盤	路床
使用材料	(再生)密粒度 アスコン	(再生)粗粒度 アスコン	再生切込碎石 (RC-40)	砂・埋戻用砂質 土又は改良土

〔1〕マウントアップ型

平 面 図

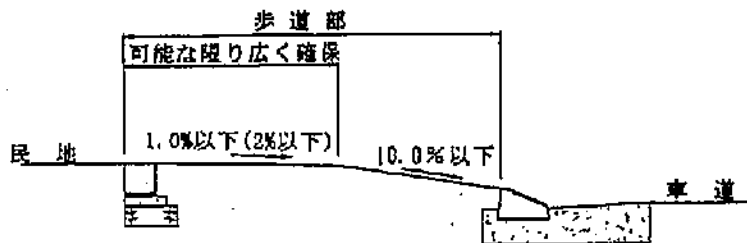


A-A'断面図



注) すりつけ横断勾配は、8%以下とする。

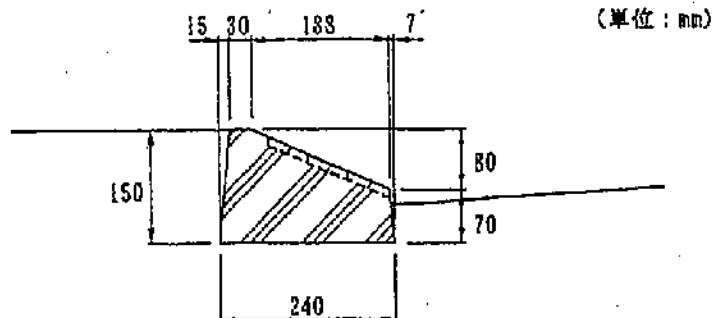
B-B'断面図

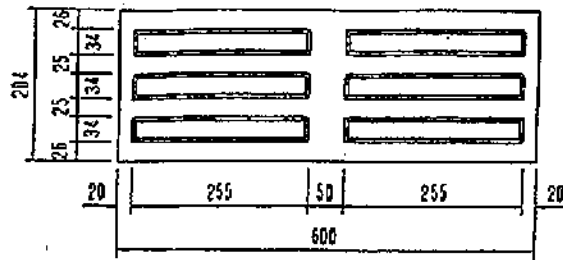


※出入口両側の歩車道境界ブロック上に、視線誘導標を設置すること。

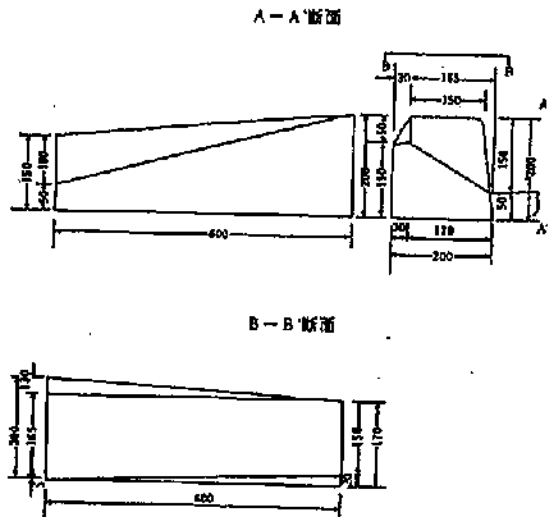
(2) 開口部乗入れブロック等構造図

イ. 乗入れ用ブロック

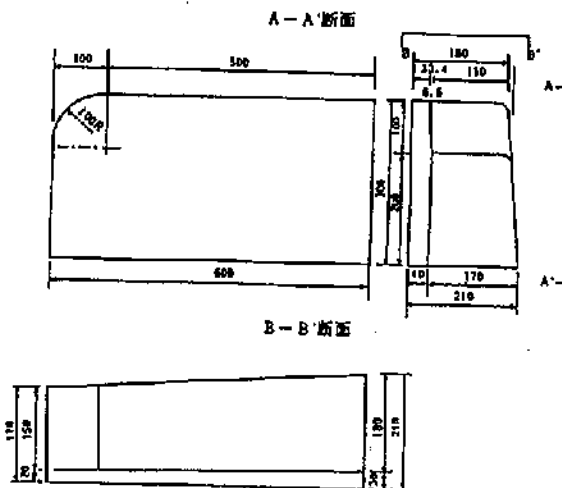




ロ. すりつけ用ブロックA型詳細図



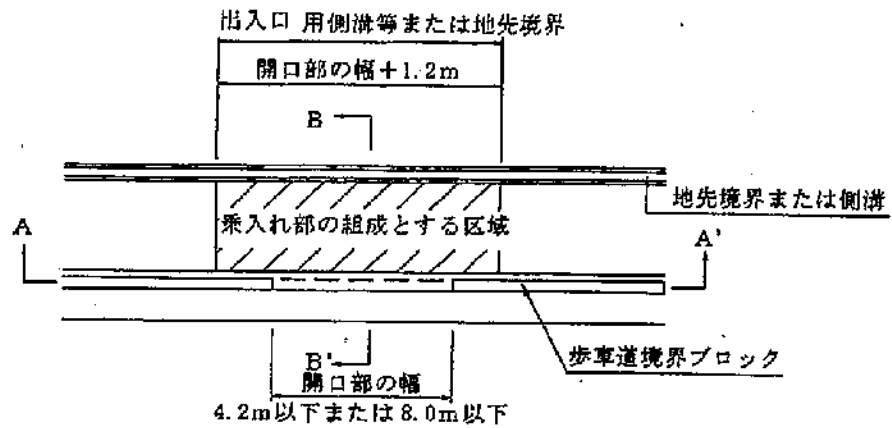
ハ. すりつけ用ブロックB型詳細図



(2) セミフラット型(標準歩道高さ5cm)、フラット型

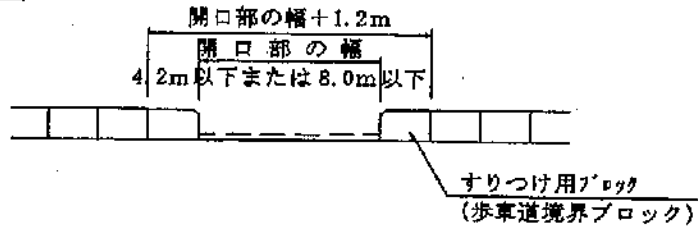
(1) 出入口構造図

平面図

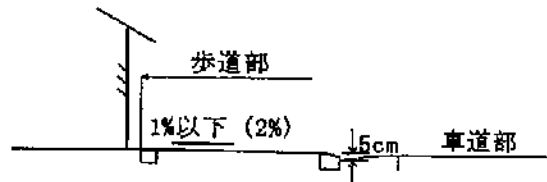


注) 破線部はセミフラット型における切下げブロックである。

A-A'断面図



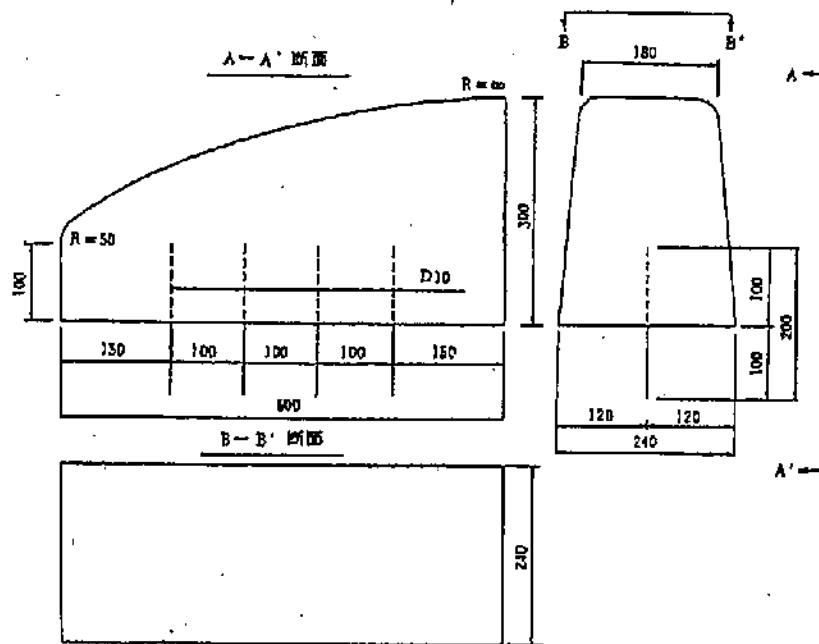
B-B'断面図(セミフラット型)



注) 透水性舗装を適用しない箇所や、曲線部等特別な理由がある場合においては、()内以下の勾配とすることができる。

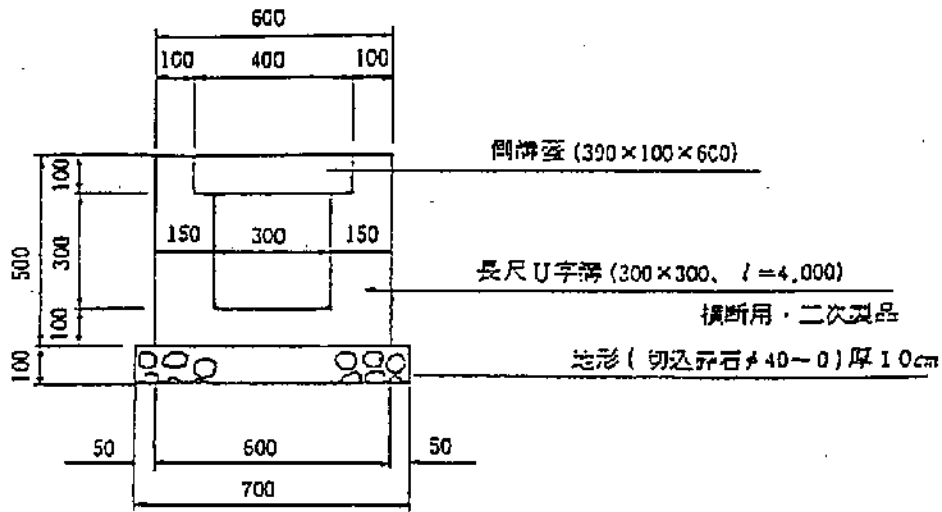
※出入口両側の歩車道境界ブロック上に、視線誘導標を設置すること。

(2) すりつけ用ブロック詳細図



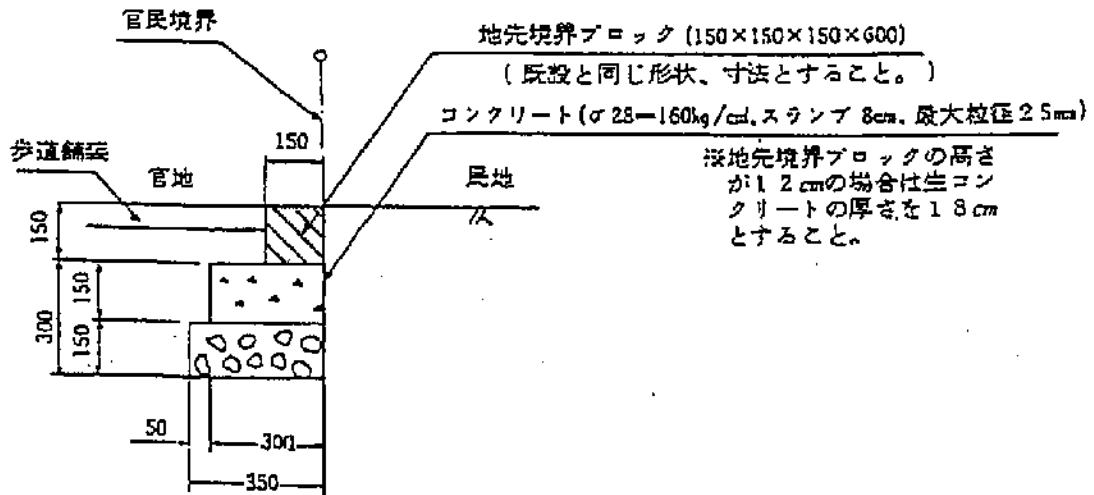
(1) 出入口側溝構造図

S = 1 / 20



(2) 出入口地先境界構造図

S = 1 / 20



7-9-2 小断面のボックスカルバート工

(1) 設置場所

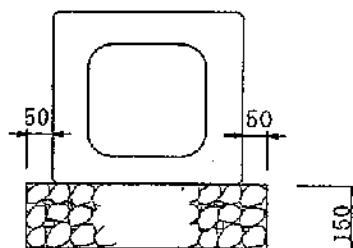
コンクリート側溝や街渠縦断管等に接続して、本線や支道の輪荷重を受ける箇所を横断する場合等に使用する。

(2) 構造等

小断面のボックスカルバート工の構造は図7-16を標準とし、設計自動車荷重T-25に対応しているものを用い、土被りを考慮すること。

なお、基礎材料は原則として再生切込砕石(RC-40)とする。

また、交通量が多い箇所に設置する場合や地盤条件に応じて、基礎コンクリートの設置を検討すること。



注) 各メーカーにより幅、高さ等が異なる。

図7-17 小断面のボックスカルバート工

7-10 集水ます工・街渠ます工

7-10-1 集水ます工

(1) 設置箇所

コンクリート側溝や支道等のU型側溝等が交差する箇所に集水ますを設ける。

(2) 構造等

集水ますは、原則として2次製品を使用するものとする。2次製品が使用できない場合には、現場打ちコンクリートによる施工を行う。

集水ます工の構造は、表7-8及び図7-18を標準とする。

表7-8 寸法表

(単位: mm)

呼び名	a	b	c	H	g
400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による
500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による
600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による

(※泥溜めを150mm以上確保)

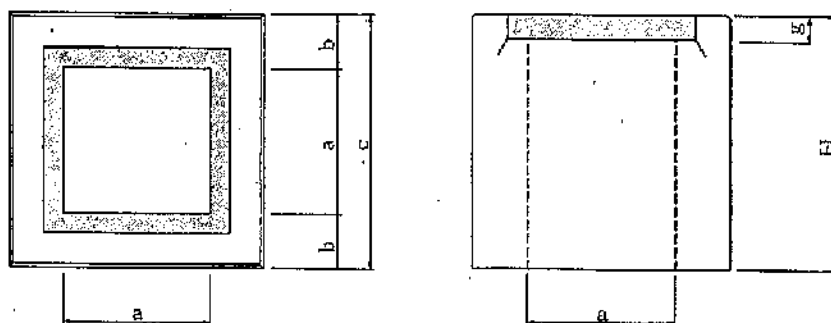


図7-18 集水ます工

(3) 集水ます蓋

集水ます蓋の構造は、表 7-9 及び図 7-19 を標準とする。

なお、歩道内、もしくは歩道内の通行がある場合に設ける場合は細目（網目幅 1cm 以下）のグレーチング蓋を使用すること。

表 7-9 プレキャスト集水ます蓋寸法表 (単位: mm)

呼び名	A	B	H	t	摘要
400×400 用	525	525	56	63.5	T-20
	525	525	61	62.5	T-25
500×500 用	631	631	61	65.5	T-20
	631	631	71	65.5	T-25
600×600 用	737	737	71	68.5	T-20
	737	737	81	68.5	T-25

グレーチング蓋寸法表 (単位: mm)

呼び名	a	a1	b	b1	h	摘要
400×400 用	501	35.3	501	100	50	T-20
	501	35.3	501	100	55	T-25
500×500 用	607	35.3	607	100	55	T-20
	607	35.3	607	100	65	T-25
600×600 用	713	35.3	713	100	65	T-20
	713	35.3	713	100	75	T-25

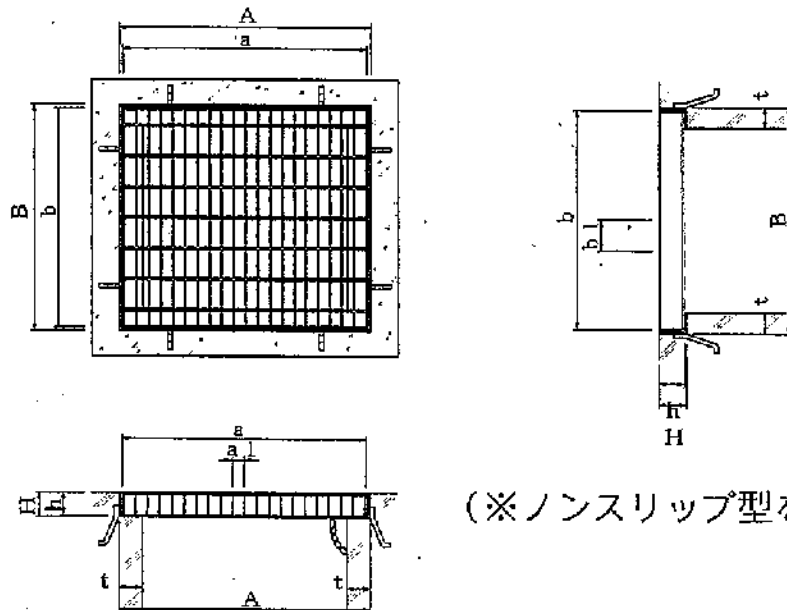


図 7-19 集水ます蓋 (歩行者の通行が考えられる場合は、細目タイプを使用する)